

第2章 全体構想

1 都市づくりの目標

前章までに整理した課題などを踏まえ、将来の忠岡町のまちづくりにおける指針となる、本町の今後10年間の「まちづくりの将来像」を設定し、人口フレームを加味した上で、その将来像を達成するための具体的な方向性を示す都市づくりの「基本目標」を定めます。

(1) まちづくりの将来像

現状分析のとおり、本町の人口は平成22年をピークに自然増減、社会増減とも減少に転じ、近年の総人口は減少の一途をたどっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の公表する将来人口推計によると、総人口は令和27年(2045年)には13,273人となり、平成27年(2015年)から約4,000人の減少が予測されています。

このように、大きな変化が予測される社会情勢の中にあって、本町が今後も都市として持続し、発展していくためには、多様な世代が住み続け、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動が確保されていることが重要です。

このため、本計画では、今後10年間のまちづくりの将来像を「住みたいと選ばれるまち 住み続けたくなるまち 愛着と誇りを持てるまち ただおか」とし、その実現を目指します。

**住みたいと選ばれるまち 住み続けたくなるまち
愛着と誇りを持てるまち ただおか**

なお、忠岡町のまちづくりにおける指針として、地域の特性や都市構造を活かしてまちの魅力を一層高める【攻めのまちづくり】と現状のコンパクトな市街地やアメニティ(住み心地)を堅持する【守りのまちづくり】の両立を掲げます。

(2) 基本目標

都市づくりの主要課題を踏まえ、【攻めのまちづくり】と【守りのまちづくり】の視点から、10年後の将来都市像を実現するための「都市づくりの目標」を設定します。

それぞれの目標は、相互に連携・補完する関係性を持つもので、住民・事業者・行政の連携のもとに展開していきます。

① コンパクト・プラス・ネットワークの形成

攻めの視点

守りの視点

- 忠岡駅周辺における商業、業務、子育て、高齢者福祉等の都市機能の集積や、その外縁部における居住の誘導など、暮らしに便利な都市づくりを目指します。
- 忠岡駅を中心に、まちの形に応じた移動円滑化方策を推進し、町内のみならず周辺都市の拠点へもアクセスしやすいウォークアブルな都市づくりを目指します。
- 地域経済の安定した発展の基盤となる工業の振興や企業誘致など、雇用の維持と創出につながる都市づくりを目指します。

② 生活環境の改善や安全・安心の確保

守りの視点

- 地区環境の維持・向上や空き地、空き家対策の推進など、良好な住環境を守り育てる都市づくりを目指します。
- 公園や身近な生活道路の確保など、安全かつ快適で、生活環境が整った都市づくりを目指します。
- 住民の安全・安心を守る防災・防犯対策の推進など、火災、水害、地震など様々な災害に強い都市づくりを目指します。

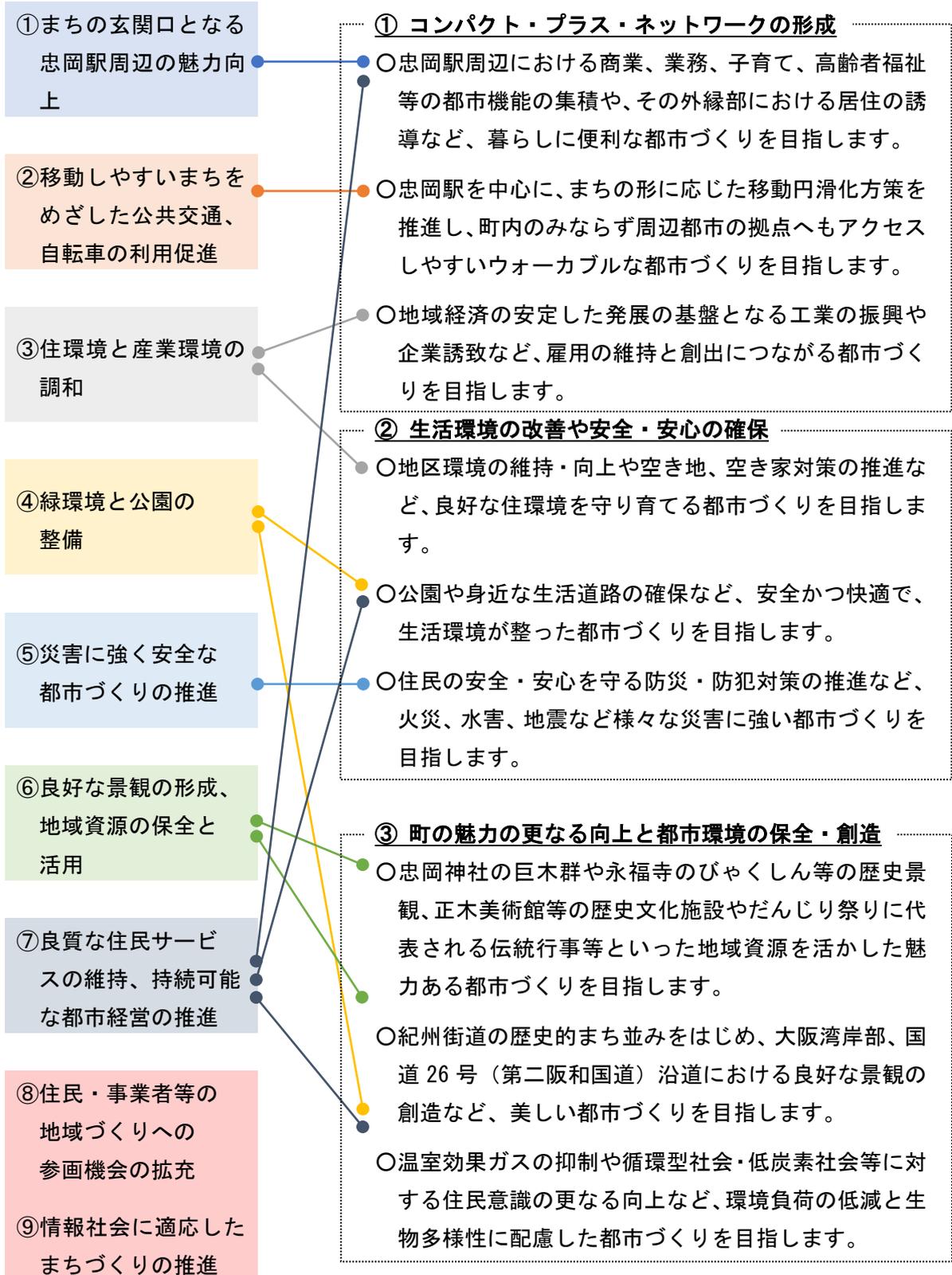
③ 町の魅力の更なる向上と都市環境の保全・創造

攻めの視点

- 忠岡神社の巨木群や永福寺のびゃくしん等の緑景観、正木美術館等の歴史文化施設やだんじり祭りに代表される伝統行事等といった地域資源を活かした魅力ある都市づくりを目指します。
- 紀州街道の歴史的まち並みをはじめ、大阪湾岸部、国道26号（第二阪和国道）沿道における良好な景観の創造など、美しい都市づくりを目指します。
- 温室効果ガスの抑制や循環型社会・低炭素社会等に対する住民意識の更なる向上など、環境負荷の低減と生物多様性に配慮した都市づくりを目指します。

9つの都市づくりの主要課題から3つの基本目標へ集約するにあたり、以下のとおり関係性を整理しました。

都市づくりの主要課題と基本目標の関係



※「課題⑧」、「課題⑨」は全ての目標・方針に対応するもので、いずれも計画全体を通して取り組むものとします。

(3) 将来人口

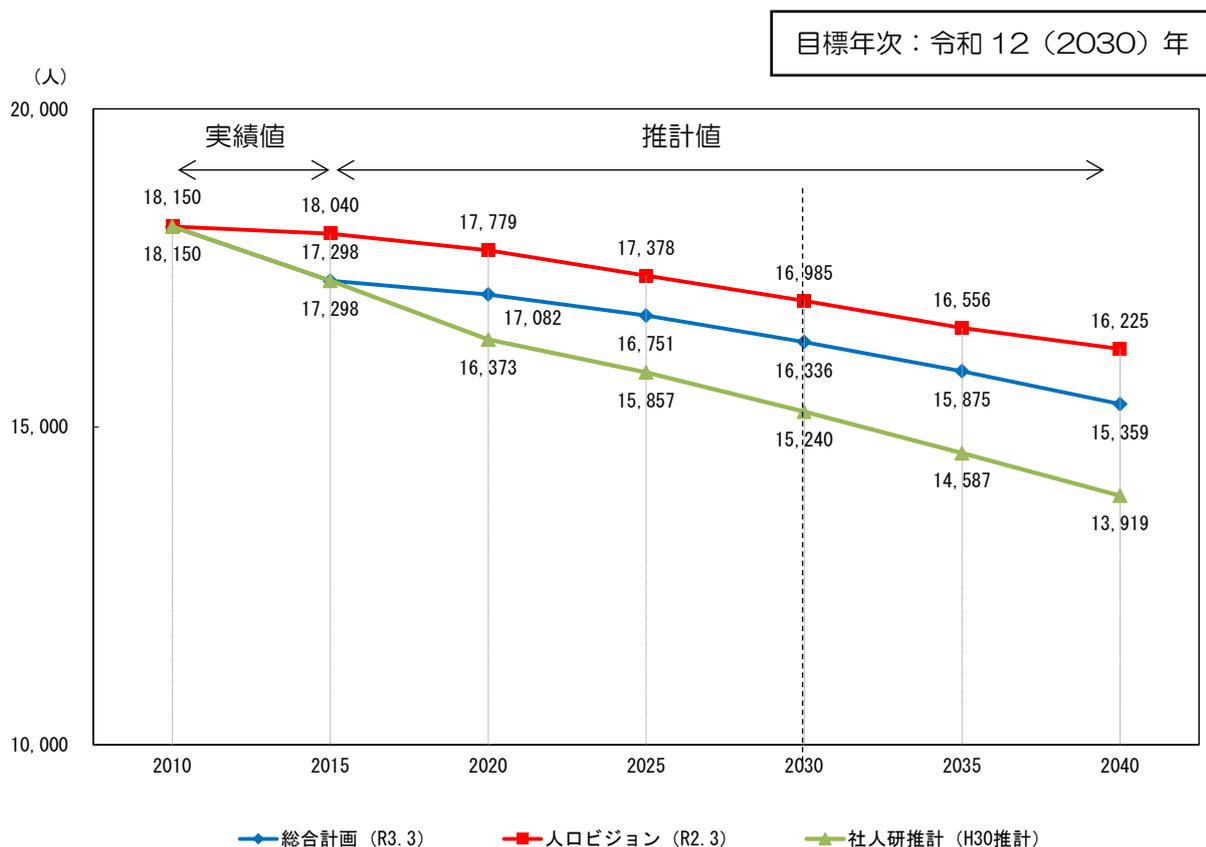
第6次忠岡町総合計画では、目標年次である令和12年（2030年）の想定人口を約16,300人と設定しています。

また、人口ビジョン（令和2年3月改訂）では、令和12（2030）年で約17,000人と展望されています。

一方、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の平成30年推計では、令和12（2030）年で15,240人と推計されています。

人口推計は、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備などに大きく影響することから、都市計画マスタープランにおいては、社人研推計により設定するものとし約15,000人とします。

なお、各種の取組により、総合計画及び人口ビジョンにより設定された将来人口を目指すものとしてします。



2 将来都市構造

(1) 都市構造の方向性

都市づくりの目標で掲げた将来像及び第6次忠岡町総合計画におけるまちづくりの方向性を踏まえつつ、概ね20年後を展望する中で、本町がめざすゾーンと骨格軸の形成の方向を以下に定めます。

(2) 拠点・ゾーンの設定

1) 中心拠点

忠岡駅を中心に概ね半径1kmの範囲を、本町における都市活動の中心的な役割を果たす拠点として位置付け、都市機能の集積に努めます。

2) 生活利便増進ゾーン

生活利便増進ゾーンは、町内で唯一の鉄道駅である忠岡駅を中心とするゾーンとなっています。

今後は、本町の玄関口にふさわしい都市空間の形成を図るため、駅前広場や駐輪場などの交通結節機能の充実に努めます。

生活利便性が高く、誰もが気軽に交流を楽しみにぎわいが創出されるよう、産業や教育、福祉などの関連施策と連携を図りながら、駅前にふさわしい都市機能の維持・誘導を促進します。

また、町役場（保健センターなどとの複合施設）や忠岡中学校、忠岡公園（町民グラウンド）といった施設を中心に、公共公益施設用地の緑化推進などによって多様なみどりを有する閑静なゾーンともなっています。

今後このような環境の保全・充実に向けて、敷地内緑化の適切な維持管理に努めるとともに、生物多様性の保全や再生可能エネルギーの活用など、各種取組を先導するモデル地域としてその充実に努めます。

3) 居住環境向上ゾーン

居住環境向上ゾーンは、多様な特性の居住地が混在しているゾーンとなっています。

昔ながらのまち並みも多く残されているものの、住宅等が密集しており、地震や火災による被害の拡大が懸念される地域となっています。

また、産業構造の変化にともない産業用地から住宅用地等への転換が進みつつある地域でもあり、旧市街地の周辺では産業用地と新たな開発住宅地の混在が見られます。

ゾーンの一部は、農地などの緑地的空間がまとまりを持って残され、生物多様性の保全、環境学習などを展開するとともに、防災空間としても重要な地域となっています。

このため、地震や火災による被害に対しては、各種施策の連携によって、住宅の耐震性能や防火性能の向上を図るとともに、歴史的なまち・いえ並みと調和した建替えや開発の誘導、細街路の改善、公園緑地の確保等に取り組みます。

また、産業環境と住環境の調和を方針とした用途地域等の地域地区の再検討や地区計画等の活用、ゾーンにおける緑化の推進や緩衝緑地の保全と確保、開発にあわせた細街路の改善、公園緑地や広場等の確保、民有地緑化などに取り組みます。

今後は各地区の土地・建物利用状況を踏まえ、より良い住環境を保全するための誘導方策について検討を進めます。

4) 臨海産業振興ゾーン

臨海産業振興ゾーンは、南大阪湾岸流域北部水みらいセンターや忠岡町クリーンセンターをはじめ、新浜緑地、新浜緑地公園が整備され、まとまった緑や広場的な空間などが少ない本町にあっては、大阪湾への眺望も含めて多様な「みどり」にふれあえる貴重なゾーンとなっています。

また、高度経済成長期から府下有数の木材産業基地として大きな役割を果たし、現在も物流や金属工業、木材工業、漁業などの多様な事業所が立地し、本町の産業振興の中核を担うゾーンともなっています。

このため、今後ともこれら施設の適切な維持管理を促進するとともに、住民がより身近に水辺や緑を親しめるエリアとなるよう、大阪湾を活かした景観形成や施設緑化の保全・創出、再生エネルギーの活用などを促進します。

また、産業構造の転換などを踏まえつつ、本町の産業振興の中核にふさわしい産業集積地の維持・形成に向けて、貯木場の活用方策や産業基盤を活かした新たな企業誘致方策などについて関係機関とともに検討を進めます。

(3) 骨格軸の設定

1) 東西交流軸

① 忠岡シンボルロード

忠岡シンボルロードは、町域の東西を結び、概ね歩道が整備された幹線道路でもあり、沿道には忠岡神社や緑水園、前々池といった水とみどり豊かな軸となっています。

本町のシンボルにふさわしい道路空間を形成するため、歩行者・自転車等による通行の安全確保やバリアフリー化等の質的向上などに取り組みとともに、沿道に位置する一定規模以上の各施設においても、四季を感じられる緑地空間の整備などを促進します。

② 忠岡コミュニティロード

忠岡コミュニティロードは、忠岡シンボルロードを補完するとともに、忠岡駅と東西地域を結ぶ道路であり、沿道には忠岡小学校や忠岡中学校といった教育施設なども位置し、旧市街地をつなぐ骨格的道路となっています。

このため、忠岡駅へのアクセス性の向上や、歩行者、自転車等による通行の安全確保、旧市街地の防災機能等の向上にも配慮しつつ、道路や交差点の改良等を進めるとともに、東西地域の特色を活かした沿道まち並みの形成を誘導します。

2) 南北広域軸

① 広域ネットワーク

広域ネットワークロードは、本町と広域圏及び関西空港を結ぶ幹線道路と南海本線で、隣接市及び大阪府などとも連携を図りながら、道路や橋梁の適正管理や交通安全施設の整備、沿道景観の形成等とともに、鉄道サービスの充実を促進します。

② 歴史ネットワーク

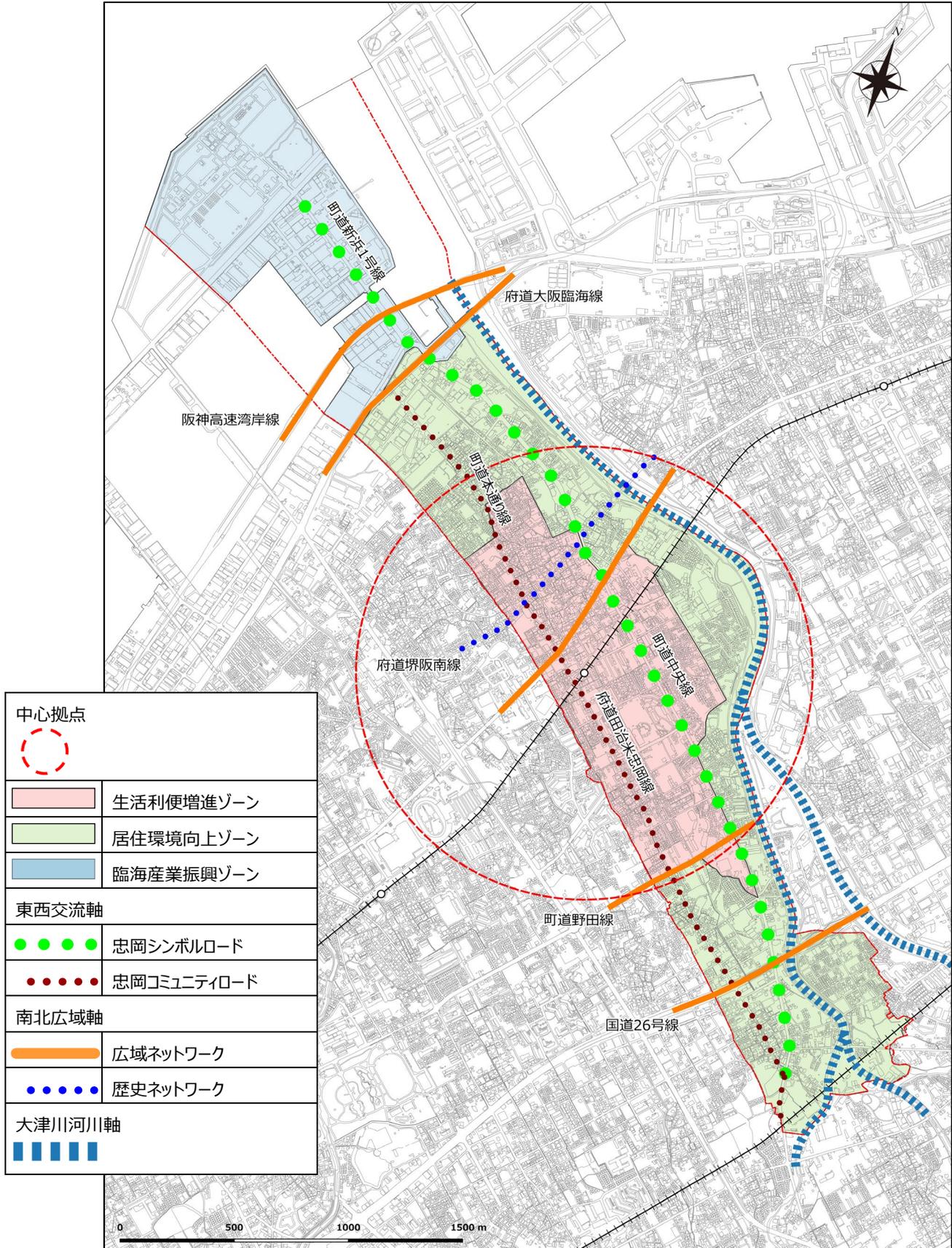
歴史ネットワークロードは、本町と広域圏を結ぶ紀州街道であり、隣接市及び大阪府などとも連携を図りながら、道路の美装化やポケットパーク、案内板等の設置などに努めます。

3) 大津川河川軸

大津川河川公園は、市街地内において広がりのある広場的な空間の確保が困難な本町においては、その水辺が有する自然環境などとともに、住民が多様なレクリエーション活動を行なう貴重なオープンスペースとなっています。

今後とも大津川河川公園の適切な維持管理や水洗化率の向上等により、河川水質の汚濁防止に努めるとともに、河川にふれあえる機会の拡充に取り組みます。

将来都市構造図



3 都市づくりの基本方針

全体構想の実現化に向け、都市づくりの基本方針を以下のとおり定めます。

まちづくりの将来像

愛着と誇りを持てるまち
住みたいと選ばれるまち
住み続けたくなるまち
ただおか

基本目標

① コンパクト・プラス・ネットワークの形成

- 忠岡駅周辺における商業、業務、子育て、高齢者福祉等の都市機能の集積や、その外縁部における居住の誘導など、暮らしに便利な都市づくりを目指します。
- 忠岡駅を中心に、まちの形に応じた移動円滑化方を推進し、町内のみならず周辺都市の拠点へもアクセスしやすいウォーカブルな都市づくりを目指します。
- 地域経済の安定した発展の基盤となる工業の振興や企業誘致など、雇用の維持と創出につながる都市づくりを目指します。

② 生活環境の改善や安全・安心の確保

- 地区環境の維持・向上や空き地、空き家対策の推進など、良好な住環境を守り育てる都市づくりを目指します。
- 公園や身近な生活道路の確保など、安全かつ快適で、生活環境が整った都市づくりを目指します。
- 住民の安全・安心を守る防災・防犯対策の推進など、火災、水害、地震など様々な災害に強い都市づくりを目指します。

③ 町の魅力の更なる向上と都市環境の保全・創造

- 忠岡神社の巨木群や永福寺のびやくしん等の歴史景観、正木美術館等の歴史文化施設やだんじり祭りに代表される伝統行事等といった地域資源を活かした魅力ある都市づくりを目指します。
- 紀州街道の歴史的まち並みをはじめ、大阪湾岸部、国道26号（第二阪和国道）沿道における良好な景観の創造など、美しい都市づくりを目指します。
- 温室効果ガスの抑制や循環型社会・低炭素社会等に対する住民意識の更なる向上など、環境負荷の低減と生物多様性に配慮した都市づくりを目指します。

都市づくりの基本方針

3-1 土地利用の方針

- 忠岡駅周辺における商業、業務、福祉等の都市機能の集積を促進します。
- 住工混在地区については、住環境の保全と操業環境の向上を図るため、その他の地域地区や地区計画等の活用により、快適な住環境と活力ある産業環境が両立したまちづくりを推進します。
- 臨海工業地では、産業振興の中核にふさわしい産業集積地の維持・形成を図るため、貯木場の利活用や産業基盤を活かした新たな企業誘致等を進め、産業拠点としての価値向上を推進します。

3-2 市街地・住宅の方針

- 忠岡駅周辺においては、様々な都市機能の維持・誘導により、便利でにぎわいのある空間の創出を図るなど、持続可能なまちづくりを推進します。
- 忠岡駅周辺における交通バリアフリー化や災害の危険性が高い市街地における防災性の向上など、安全で快適な市街地を形成します。
- 民間住宅の耐震化や公営住宅の適正な管理により、安全な住まいづくりに努めます。
- 空き家については、所有者の意識啓発、相談体制の充実、利活用の促進とともに、特定空き家対策を取り組みます。

3-3 都市防災・防犯の基本方針

- 防災施設や防災体制の整備や消防力の向上により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 避難機能の充実、様々な災害情報の伝達手段の活用、防災意識の向上などにより、災害時における住民の安全確保に努めます。
- 防犯カメラの設置やパトロール等の防犯対策により、犯罪の抑止や住民の安全確保に努めます。

3-4 都市施設の方針

- 鉄道や福祉バスの快適性や利便性の向上により、高齢者等も移動しやすい交通環境を形成するとともに、駐輪・駐車場対策や道路環境等の向上により、安全で快適な通行空間の確保に努めます。
- 道路の整備や適切な維持管理により、忠岡駅へのアクセス性の向上や円滑な自動車交通を確保するとともに、交通事故の防止に努めます。
- 公園・緑地や緑道の整備により、住民の健康増進やレクリエーション活動を促進するとともに、上下水道施設の適切な維持管理に努めます。
- 行政施設、教育施設、福祉施設等のその他都市施設については、集約化・複合化、長寿命化などの適正管理に取り組みます。

3-5 都市環境の保全の方針

- 大阪湾や大津川、農地等の自然環境を保全・活用し、町の魅力の向上を図るとともに、緑のネットワークの形成により、全ての生命の基盤となる生物多様性の確保に努めます。
- 自動車交通の円滑な処理や風のみちの確保、再生可能エネルギーの普及等により、環境負荷の低減を図るとともに、4Rの推進やごみ処理の適正化に努めます。
- 緑化の推進や工場等への指導徹底等の取組により、住民の健康と環境の保全を確保します。

3-6 都市景観の方針

- 「大阪府景観計画」に基づき、景観計画区域における良好な景観の形成を図ります。
- 地域のシンボルとなっている樹木やだんじり小屋等の歴史景観とともに、大津川、前々池等の自然景観の保全に取り組みます。
- 町の玄関口である忠岡駅周辺や公共施設周辺等のまち並み景観とともに、秩序ある道路景観の形成に取り組みます。

3-1 土地利用の方針

■基本的な考え方

- 忠岡駅周辺における商業、業務、福祉等の都市機能の集積を促進します。
- 住工混在地区については、住環境の保全と操業環境の向上を図るため、その他の地域地区や地区計画等の活用により、快適な住環境と活力ある産業環境が両立したまちづくりを推進します。
- 臨海工業地では、産業振興の中核にふさわしい産業集積地の維持・形成を図るため、貯木場の利活用や産業基盤を活かした新たな企業誘致等を進め、産業拠点としての価値向上を推進します。

(1) 土地利用の方針

1) 住宅系土地利用

- 地域の歴史的背景や立地特性に応じた良好な住宅地環境の形成に努めます。
- 戸建専用住宅が立地する地区では、必要に応じて地区計画等の活用により、良好な住環境の保全と育成を図ります。
- 狭い道路（細街路）や老朽木造住宅が建て込んでいる地区では、地域の実情を踏まえて、防災性の向上に向けた誘導方策を検討するなど市街地の改善に努めます。

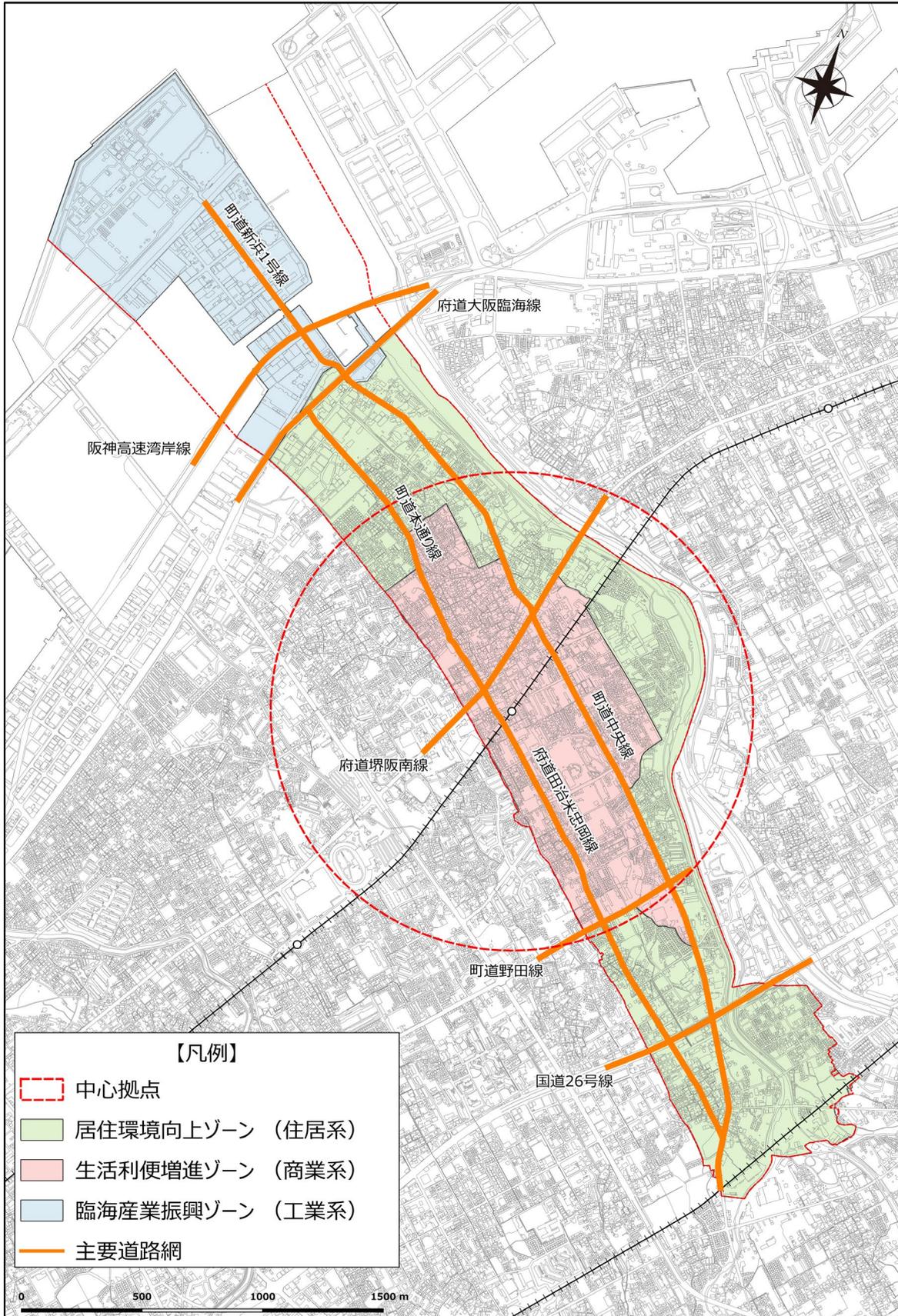
2) 商業系土地利用

- 忠岡駅周辺では、多様な都市機能の集積を図り、中心拠点にふさわしい便利でにぎわいのある商業環境の形成に努めます。
- 幹線道路沿道については、地域住民の日常生活を支援する商業・サービス機能の集積など、道路の特性に応じた誘導に努めます。

3) 工業系土地利用

- 臨海工業地では、産業振興の中核にふさわしい産業集積地の維持・形成を図るため、貯木場の利活用や産業基盤を活かした新たな企業誘致等を進め、産業拠点としての価値向上を推進します。
- 大津川沿岸の工場等と住宅が混在している地域では、操業機能と居住機能が調和する市街地環境の誘導に努めます。

土地利用の方針（参考図）



3-2 市街地・住宅の方針

■基本的な考え方

- 忠岡駅周辺においては、様々な都市機能の維持・誘導により、便利でにぎわいのある空間の創出を図るなど、都市活動の中心拠点としてのまちづくりを推進します。
- 忠岡駅周辺における交通バリアフリー化や災害の危険性が高い市街地における防災性の向上など、安全で快適な市街地を形成します。
- 民間住宅の耐震化や公営住宅の適正な管理により、安全な住まいづくりに努めます。
- 空き家については、所有者の意識啓発、相談体制の充実、利活用の促進とともに、特定空き家対策を取り組みます。

(1) 市街地の方針

① 忠岡駅周辺地区の整備促進

- 忠岡駅周辺では、中心市街地の活性化や既成市街地の再生を図るため、道路、駅前広場、公園などの都市施設の再構築を推進し、良好な市街地の一体的整備を目指します。

② 市街地のバリアフリー化

- 忠岡駅周辺では、「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「交通バリアフリー基本構想」の策定を検討します。
- 忠岡駅周辺の市街地では、誰もが利用しやすい公共施設の整備を推進するとともに、民間施設についても、事業者と協力しながら、バリアフリー化を促進します。

③ 安全な市街地の形成

- 細街路や老朽木造住宅などによって街区が形成されている市街地については、地区計画制度等の活用や家屋等の防火性や耐震性の向上に関する意識の啓発に努めます。
- 「忠岡町地域防災計画」に位置付けられている、広域緊急交通路及び地域緊急交通路については、災害時における迅速かつ的確な応急活動を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進します。
- 安全・安心なまちの実現とあわせ、民間活力を呼び込み、地域資源や特徴を活かした魅力あるまちへ再生する「暮らしやすいまちづくり」を推進します。

(2) 住宅の方針

① 住宅の耐震化・不燃化の促進

- 地震による町内の人的・物的な被害の軽減を図るため、耐震診断・木造住宅耐震改修補助制度などの活用を促進します。
- 耐震診断や木造住宅耐震改修制度の活用にあたっては、申請者の要望や診断士との協議が円滑に行えるよう、相談窓口の充実に努めるとともに、住民や建物所有者に対して、戸別訪問やフォーラム等の普及啓発活動を実施し、耐震化の必要性や支援制度などの広報を行います。
- 住宅全体の耐震化が困難な場合には、一部屋だけを耐震化する「耐震シェルター」の設置を促進します。

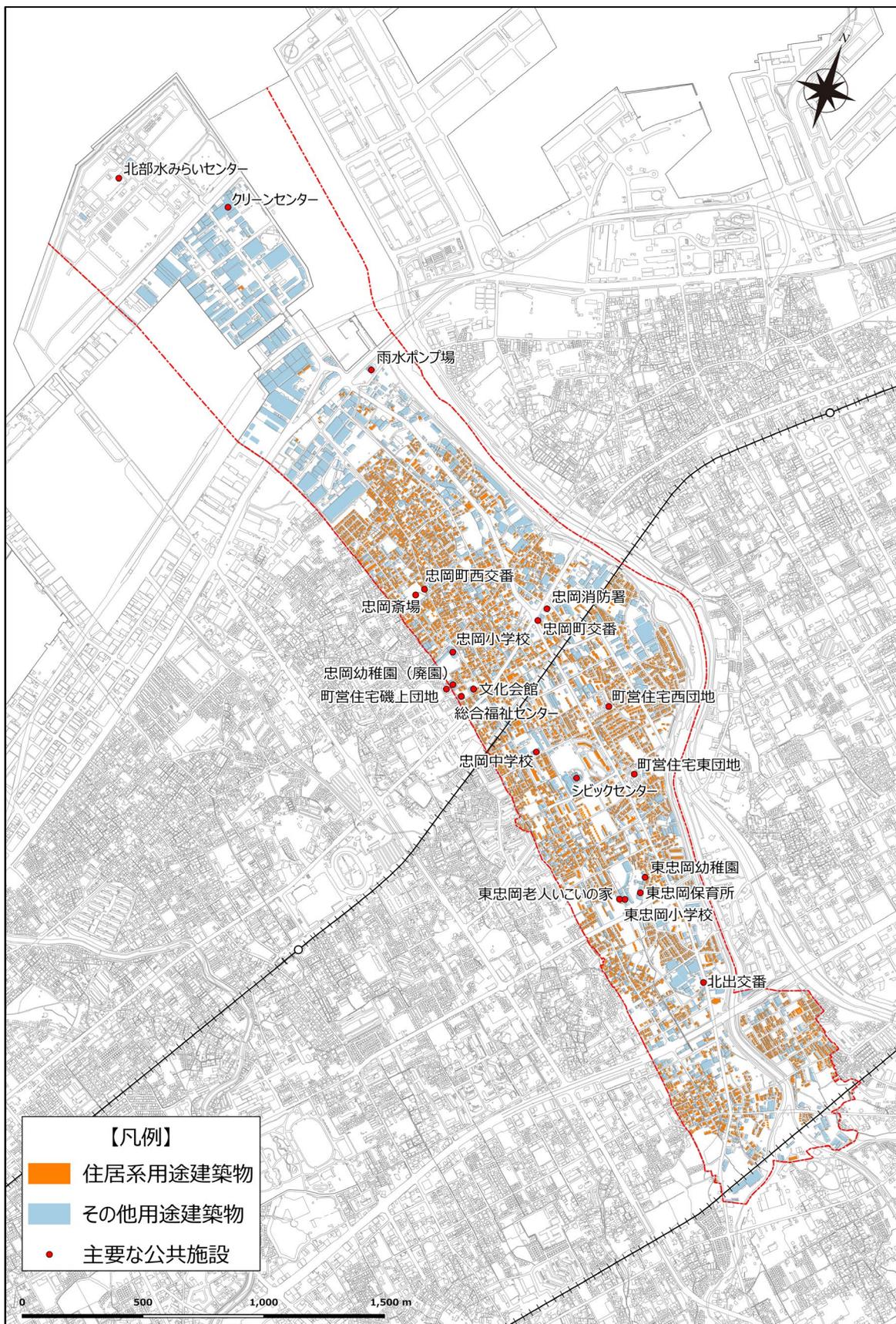
② 空き家対策の推進

- 空き家等の所有者等に対し、空き家等対策の情報提供を行うとともに、民間団体・事業者等をはじめ、地域の専門家と連携した、空き家等の利活用や維持管理、除却等の相談体制の充実に努めます。
- 特定空き家等については、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖等、地域住民の生活環境に悪影響を与えるおそれがあることから、その他対策について優先的に取り組みます。

③ 公営住宅の適正管理

- 全ての公営住宅について、老朽化が進み更新時期を迎えているため、空き家となった住宅は順次除却を進め、空き地については集約化などによる効率的な活用方策を検討します。
- 利用を続ける施設については耐震化を進め、安全性の確保に努めるとともに、計画的な維持補修を行います。

市街地・住宅の方針（参考図）



3-3 都市防災・防犯の方針

■ 基本的な考え方

- 「人命を守ることを最優先」とし、災害リスクを住民と共有するとともに「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を効率的・効果的に組み合わせるトータルマネジメントによる防災対策を推進します。
- 避難機能の充実、様々な災害情報の伝達手段の活用、防災意識の向上などにより、災害時における住民の安全確保に努めます。
- 防犯カメラの設置やパトロール等の防犯対策により、犯罪の抑止や住民の安全確保に努めます。

(1) 都市防災・防犯の方針

① 防災施設や体制の整備

- 大規模な津波や高潮、河川の洪水の発生も想定しつつ、大阪府及び関係機関と連携して、各種防災施設及び基盤の整備に努めます。
- 道路や公共公益施設等については、火災時の延焼防止を図るため、植樹等を推進します。
- 「忠岡町地域防災計画」に基づき、災害に強い都市づくりを推進するとともに、災害時における廃棄物の適正な処理に努めます。

② 消防力の向上

- 大規模災害に備えて更なる広域的な消防相互応援体制の強化、及び岸和田市・忠岡町消防指令業務の共同運用における消防連携・協力体制の構築を図り、消防力の充実強化に努めます。
- 各種消防用資機材や消防車両の計画的な整備を推進します。
- 地域の防災力を維持するため、若手消防団員の確保に努めます。

③ 避難機能の充実

- 街区公園、近隣公園、緑地、児童遊園・広場などの公園・緑地をコミュニティ単位の防災活動拠点として位置付け、必要に応じて、備蓄倉庫等の防災機能の充実に努めます。
- 大規模な津波発生も想定し、特に、概ね標高6m以上となる府道堺阪南線以东においては、避難地等の充実に努めます。
- 災害時の備えとして、災害用備蓄品等の充実に努めます。
- 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の安全を確保するため、「災害時避難行動要支援者支援プラン」における個別計画の策定を検討します。

④ 災害情報の提供

- 災害時の避難勧告や避難指示の緊急情報として、防災行政無線での対応のほか、防災行政無線の自動応答サービスや緊急速報メール、SNSの活用など情報伝達手段の充実に努めます。

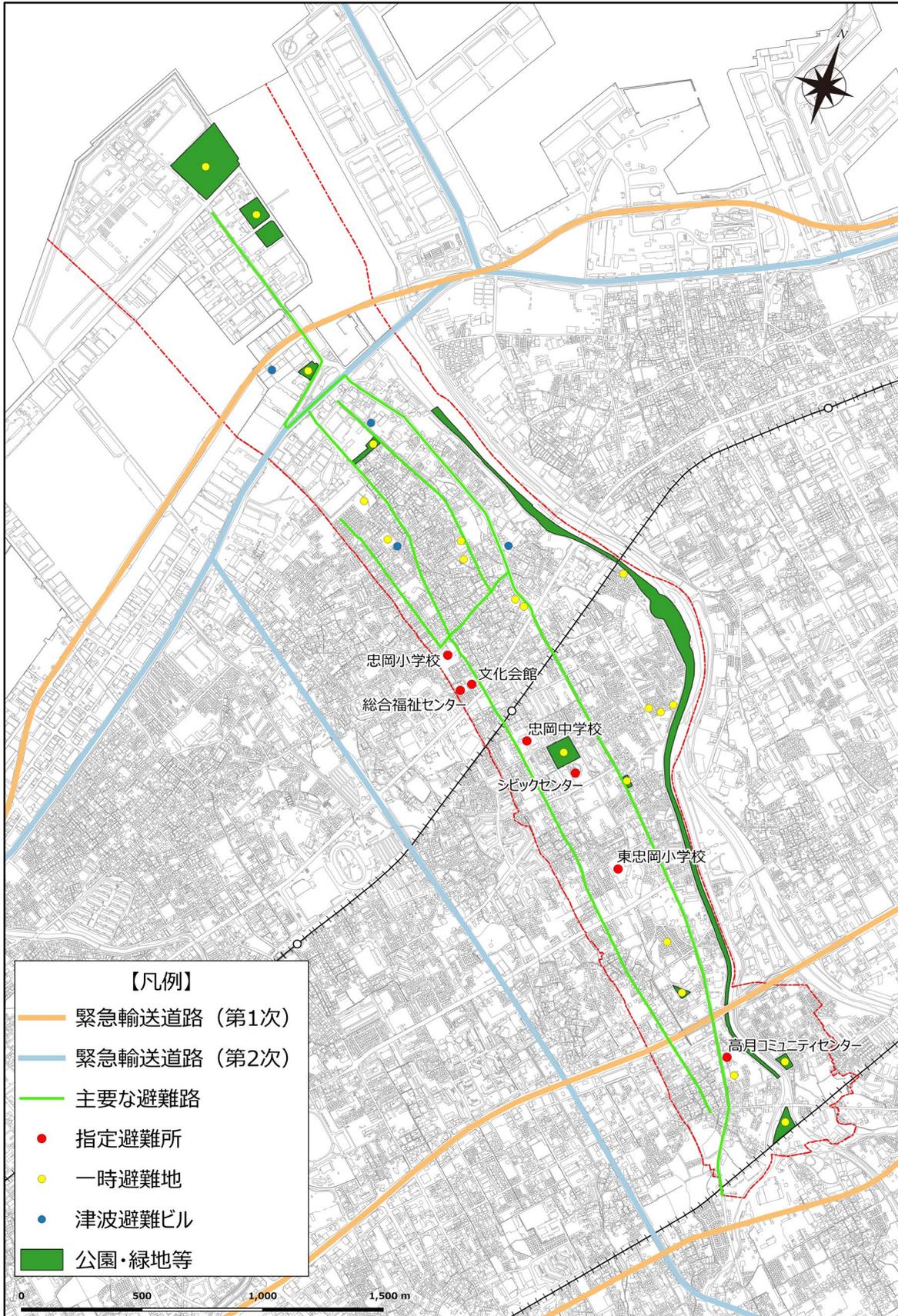
⑤ 防災意識の向上

- 大規模地震が発生したとの想定のもと、自治会、自主防災組織等の地域団体や関係機関が連携し、防災訓練を継続して実施します。
- 防災意識の向上を図るため、防災講演会や出前講座を継続的に実施します。

(2) 防犯の方針

- 犯罪の発生を抑制するため、公園における植栽等の適切な維持管理をはじめ、防犯灯の維持・修繕や防犯カメラの設置を促進します。
- 防犯委員会、警察、関係団体、学校や地域住民と連携し、防犯意識の啓発や青色防犯パトロール、地域安全見守り活動などを実施します。
- 子どもの登下校や地域の安全性を確保するため、「忠岡町子ども安全見守り隊」による通学路のパトロールを継続的に実施します。

都市防災の方針（参考図）



3-4 都市施設の方針

■ 基本的な考え方

- 鉄道により東西に分断された都市構造や踏切での歩車混在の解消に向けて、整備手法を検討し、利便性の高い都市拠点への再構築を図ります。
- 鉄道や福祉バスの快適性や利便性の向上により、高齢者等も移動しやすい交通環境を形成するとともに、駐輪・駐車場対策や道路環境等の向上により、安全で快適な通行空間の確保に努めます。
- 公園・緑地や緑道の整備により、住民の健康増進やレクリエーション活動を促進するとともに、下水道施設の適切な維持管理に努めます。
- 行政施設、教育施設、福祉施設等のその他都市施設については、集約化・複合化、長寿命化などの適正管理に取り組みます。

(1) 道路交通の方針

① 公共交通の充実

- 鉄道により東西に分断された都市構造や踏切での歩車混在の解消に向けて、整備手法を検討し、利便性の高い都市拠点への再構築を図ります。
- 鉄道利用を促進するため、駅舎のバリアフリー化を鉄道事業者に要請するとともに、駅周辺道路等のバリアフリー化を推進します。
- 高齢者や障がい者等における町内移動の利便性を確保するため、福祉バス等のより効果的な運行方法について、検討を行います。
- 都市構造の変化に対応するため、公共交通網形成計画の策定を見据えて公共交通のあり方について検討を行います。

② 道路等の整備

- 一部区間を供用している、忠岡吉井線、忠岡岸和田線は、隣接する岸和田市とのネットワークを図る道路として、沿道市街地との一体的整備を前提に整備方法の検討を行います。
- 忠岡駅周辺の交通結節機能を高めるため、駅前広場・駐車（駐輪）場、アクセス道路等の充実に努めます。
- 幅員 4m 未満の狭い道路の解消を図るため、建替え時における敷地後退を促進し、道路の拡幅に努めます。

③ 交通事故の防止対策

- 交通事故の防止を図るため、危険箇所等において、交通安全施設の設置を管理者に要請します。

④ 道路・橋梁の適切な維持管理

- 利用者の快適性や安全性を確保するため、定期点検による現状把握を行った上で、計画的な修繕など適切な維持管理に努めます。
- 交通の快適性や安全性を確保するため、「橋梁長寿命化修繕計画」を定めて、橋梁の法定点検を継続的に実施します。

⑤ 駐輪・駐車場対策

- 「忠岡町自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、通行の妨げとなる放置自転車の撤去に努めます。
- 違法駐輪や駐車による交通環境の悪化を防止するため、指導・啓発に努めるとともに、事業者等に対し、十分な駐輪・駐車スペースの確保を要請します。
- 町が管理している駐輪場について、利用者の利便性や安全性を確保するため、効率的かつ持続可能な運営手法を検討した上で適切な管理を推進します。

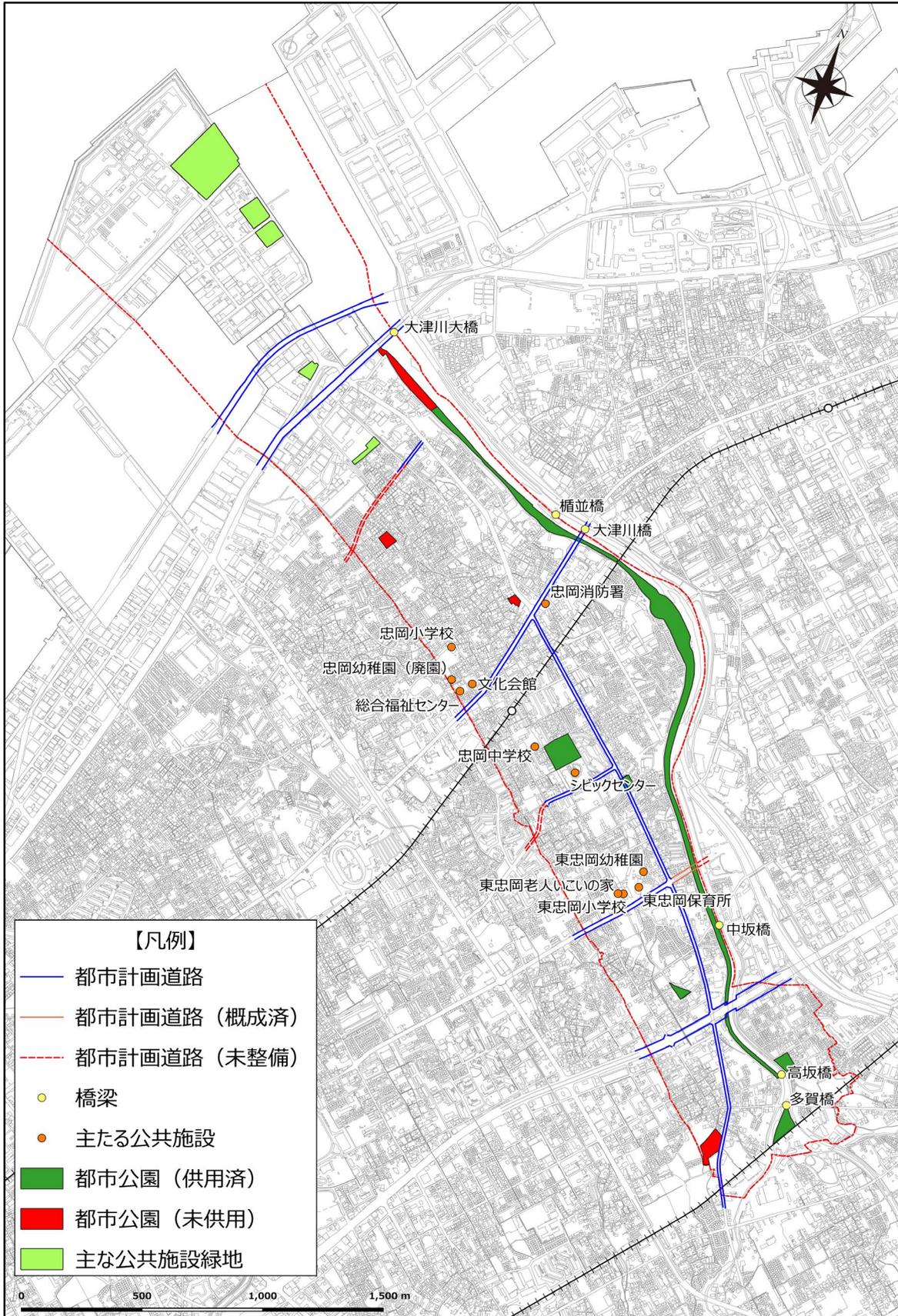
⑥ 快適な歩行・自転車通行空間の確保

- 通学等における安全な通行を確保するため、堺阪南線（旧 26 号線）の改良区間において、自転車通行空間整備やバリアフリー化を促進します。
- 府道田治米忠岡線及び町道本通り線（忠岡コミュニティ道路）及び紀州街道（歴史ネットワークロード）は、歩行者や自転車等が通行しやすい空間の整備とともに、交差点改良、街路灯の設置などの整備に努めます。
- 段差解消や勾配の緩和、視覚障がい者誘導ブロックの設置など、ユニバーサルデザインの視点に立った全ての人にとって利用しやすい道路整備に努めます。
- 歩行者や自転車等の安全な通行を確保するため、忠岡町シビックセンターや小中学校、幼稚園、保育所、総合福祉センター等の周辺道路では、施設利用者の特性を踏まえ、バリアフリー化、路面標示の充実、歩車分離などに取り組みます。

⑦ 道路環境の向上

- 緑豊かな道路空間を確保するため、新規に整備される道路について計画的な緑化を促進します。
- 道路美化を推進するため、住民と行政による清掃活動の実施を検討します。

道路交通の方針（参考図）



(2) 公園・緑地の方針

① 公園等の整備

- 未整備の都市計画公園である高月公園（前々池）、東区公園、北区公園については、必要性、代替性等の観点から総合的に評価、検証を行い、その結果を踏まえて整備手法を検討します。
- 日常的なレクリエーション活動等に供する児童遊園・広場等については、幼児から高齢者等の多様なレクリエーションニーズに対応できるよう機能の充実に努めます。
- 大津川河川公園では、住民の憩いの場となるよう水辺のにぎわいを創出する基盤整備の検討を進めます。

② 公園・緑地の適切な維持管理

- 忠岡公園（町民グラウンド）については、土壌改良、植樹の撤去等を行うとともに、側溝の清掃など適切な維持管理に努めます。
- 老朽化が進んでいる都市公園については、「忠岡町公共施設等総合管理計画」の個別計画に基づき、計画的な維持補修を行います。
- その他の公園についても、施設の安全性を確保するため、定期点検による現状把握を行った上で計画的な修繕を行い、機能の維持を図ります。
- 臨海地域における忠岡新浜緑地、新浜緑地公園の適切な維持管理に努めます。

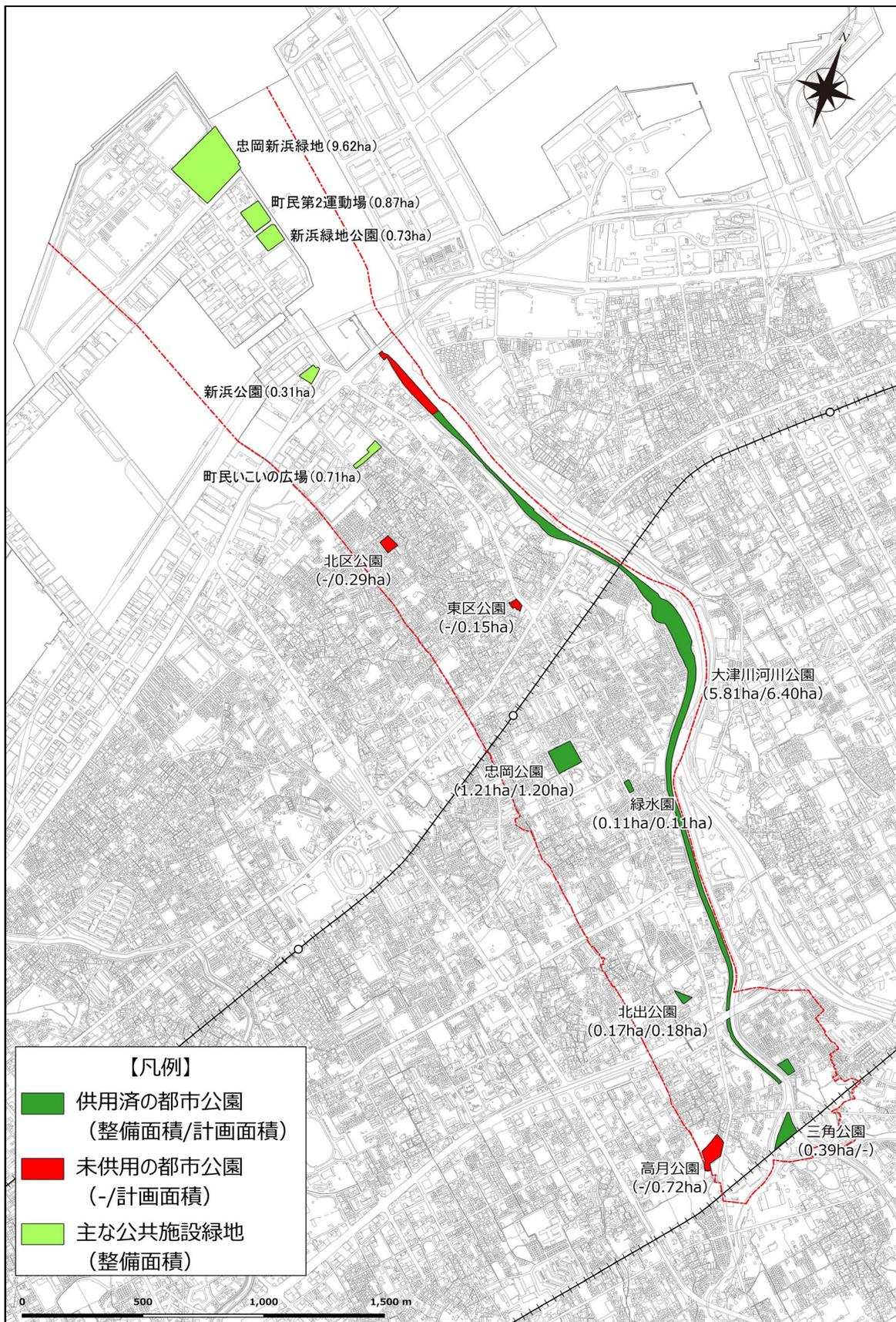
③ 緑道の整備検討

- 町内において幅広く整備されている大津川河川公園を軸とした、公園・緑地等をつなぐ、緑道ネットワークの整備を検討します。

④ 緑化・美化の推進

- 公共公益施設の緑地については、それぞれが有する環境、レクリエーション、防災、景観、福祉や交流などの機能が十分に発揮されるよう、緑の保全・創出に努めます。
- 旧市街地等の高密度な市街地においては、避難場所の確保や延焼防止等の観点から、除却跡地の活用等新たな公園・緑地の整備手法の検討を進めます。
- 公園・緑地等の整備、更新においては、財政負担の軽減と併せてサービスの向上を図るため、Park-PFI等による民間投資の誘導について検討を行います。
- 緑の保全や緑化を推進するため、地区計画や緑地協定の活用を促進します。
- 公園美化を推進するため、住民と行政による清掃活動の実施を検討します。

公園・緑地の方針（参考図）



(3) その他都市施設の方針

① 行政施設

○行政施設は、今後老朽化が進むことから、計画的な維持補修を行うとともに、忠岡町シビックセンターについては、他の行政サービスに対する住民のニーズを踏まえ、更なる複合化等を検討します。

② 教育施設

○老朽化が進んでいる学校教育施設については、安全性を確保するため、点検・診断を行い、計画的に修繕を行います。

○東忠岡小学校の講堂については、有効的な跡地利用の検討を進めます。

③ 子育て支援施設

○東忠岡小学校区においては、隣接する幼稚園・保育所を一体化した「認定こども園」として再編するとともに、子育て支援センターや広場等を併せ持つ子育て拠点として一体的な整備を進めます。

④ 集会施設

○東忠岡老人いこいの家については、安全性を確保するため、計画的な維持補修を行います。

⑤ 火葬場・斎場

○火葬場については、火葬炉の修繕を行うとともに、火葬場の管理運営や斎場のバリアフリー化について検討を進めます。

⑥ 下水道施設の整備

○生活雑排水による公共用水域の汚濁を防止するため、公共下水道が整備されている地域における下水道への早期接続のPR活動に努めます。

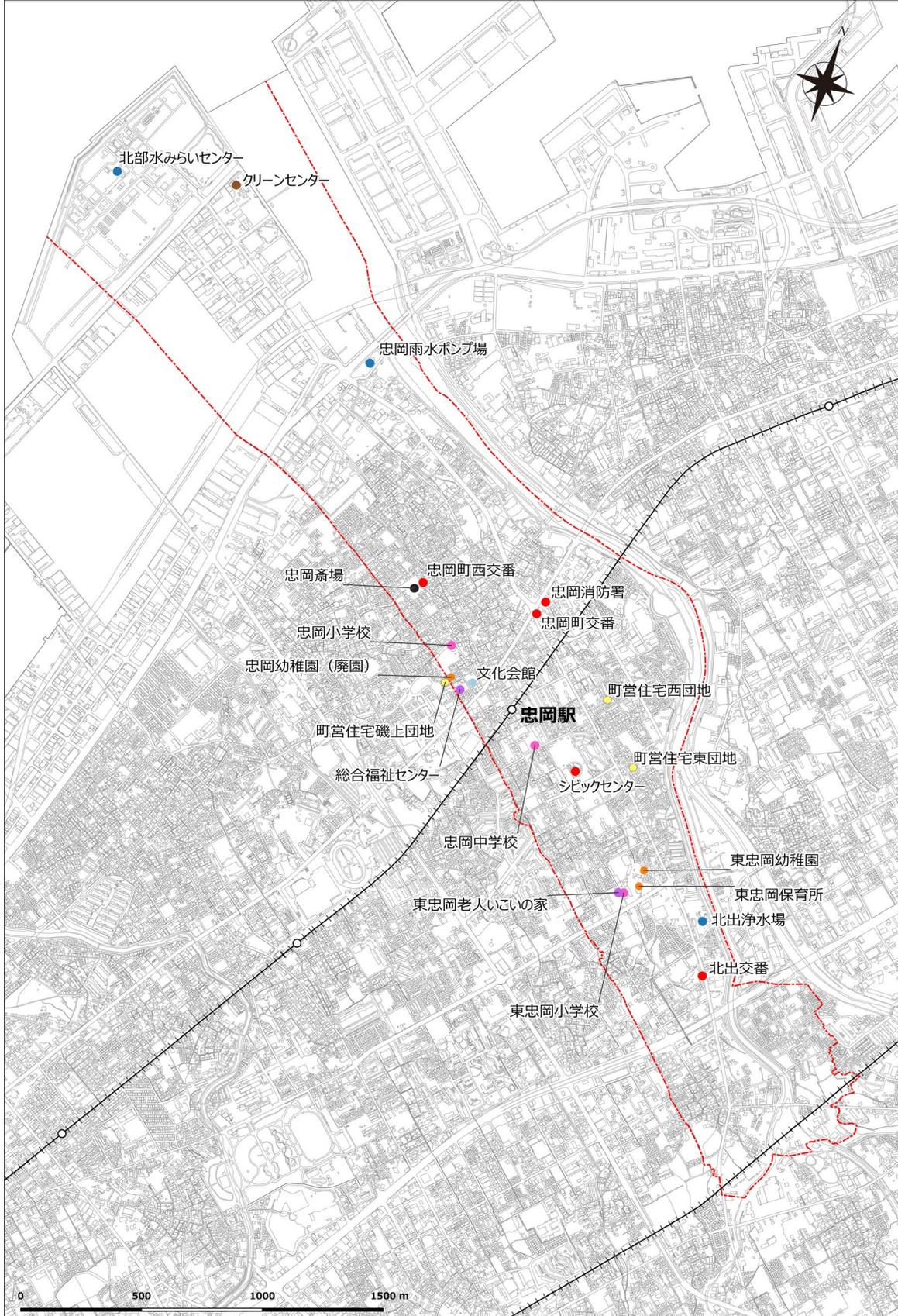
○汚水管については、年次計画に基づいて管路整備を進めます。

○雨水管については、年次計画に基づいて管路整備を進めるとともに、雨水浸透施設の設置など治水対策に努めます。

○忠岡雨水ポンプ場については、「忠岡町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設の修繕・改築を行い、安定した雨水排除及び効率的な事業の推進に努めるとともに、排水区域外の地区においては10年に1度の降雨（時間雨量50mm程度）に対して、雨水幹線や雨水ポンプの設置等対策を検討します。

○浄化槽の適正な維持管理を促進するため、チラシやホームページを通じて、清掃・保守点検・法定検査の実施の啓発に取り組みます。

主たる公共施設位置図



主たる公共施設

分類		施設名称	延床面積 [㎡]	建築年
●	文化施設	文化会館	1,995.6	S59
		図書館	1,005.0	S59
●	教育施設	忠岡小学校	5,329.0	S53
		東忠岡小学校	7,700.0	H25
		忠岡中学校	7,440.0	S47
●	子育て支援施設	東忠岡保育所	1,724.3	H5
		忠岡幼稚園（廃園）	1,366.5	S52
		東忠岡幼稚園	1,524.5	S52
●	高齢者福祉施設	総合福祉センター	1,360.4	H26
		東忠岡老人いこいの家	184.8	S53
●	官公庁施設	シビックセンター	5,441.1	H9
		消防署	1,203.6	H15
●	公営住宅	町営住宅東団地	794.5	S27
		町営住宅西団地	768.5	S29
		町営住宅磯上団地	84.3	S28
●	供給処理施設	クリーンセンター	2,255.4	S60
●	上下水道施設	北出浄水場（大阪広域水道企業団）	565.5	S47
		忠岡雨水ポンプ場	1,695.5	S57
		北部水みらいセンター（大阪府）	-	-
●	その他	忠岡斎場	367.7	H2

資料：忠岡町

3-5 都市環境の保全の方針

■基本的な考え方

- 大阪湾や大津川、農地等の自然環境を保全・活用し、町の魅力の向上を図るとともに、緑のネットワークの形成により、全ての生命の基盤となる生物多様性の確保に努めます。
- 自動車交通の円滑な処理や風のみちの確保、再生可能エネルギーの普及等により、環境負荷の低減を図るとともに、4Rの推進やごみ処理の適正化に努めます。
- 緑化の推進や工場等への指導徹底等の取組により、住民の健康と環境の保全を確保します。

(1) 都市環境の保全・活用の方針

① 地域資源の保全と活用

- 大阪湾や大津川、ため池、農地などの自然環境の保全に努めるとともに、各資源の特色を活かした利活用を検討します。
- 忠岡神社境内のケヤキ、エゴノキ、エノキ、クス、マツ等の大木や大阪府天然記念物に指定されている永福寺のびゃくしんは、町の貴重な資源として、適切な維持管理により保護します。

② 生物多様性の確保

- 生物多様性を確保するため、自然資源のネットワーク化をはじめ、忠岡町シビックセンター等の施設緑化や街路樹などの充実とともに、緑のネットワーク化に取り組みます。

③ 環境負荷の低減

- 環境負荷の低減を図るため、幹線道路における自動車交通の円滑な処理や、人と車が共存するコミュニティ道路のネットワーク化を進めるとともに、駅前広場や駐輪場等の一体的な整備により、鉄道や自転車利用を促進します。
- ヒートアイランド現象を緩和するとともに、緑豊かなまちづくりを推進するため、敷地や建物の緑化、農地やため池の保全を促進するとともに、隣接市などと連携を図りながら、大津川や町道中央線などにおいて風のみちを確保します。
- 太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの普及に向けて、活用事例や技術情報、補助制度などの各種情報の提供を行います。

④ 資源循環型社会の構築

- 循環型社会の構築に向け、ごみの発生回避（リフューズ）、ごみの発生抑制（リデュース）、リサイクル広場の活用、不用品交換による再使用（リユース）、資源ごみの分別収集による再利用（リサイクル）など、有効なごみ減量化に関する啓発を行います。
- 海洋等の汚染防止に向け、プラスチックごみの削減に取り組みます。

⑤ ごみの適正処理

- クリーンセンターについては、老朽化が進んでいることから、法定点検や定期点検により計画的に設備等の更新及び修繕を行います。また、ごみ処理体制の広域化を検討し、他自治体との連携を図ります。
- 住民・事業者に対して適正処理や意識向上を図るとともに、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄の防止に努めていきます。

⑥ 公害の防止

- 騒音や大気汚染等を緩和するため、新設する道路や工場等においては、植樹帯等の設置を促進します。
- 公害の防止を図り、住環境と操業環境の調和に努めるため、大気や水質の汚染、騒音、異臭などの発生源となる工場や事業所などへの指導を行います。

3-6 都市景観の方針

■基本的な考え方

- 「大阪府景観計画」に基づき、景観計画区域における良好な景観の形成を図ります。
- 地域のシンボルとなっている樹木やだんじり小屋等の歴史景観とともに、大津川、前々池等の自然景観の保全に取り組みます。
- 町の玄関口である忠岡駅周辺や公共施設周辺等のまち並み景観とともに、秩序ある道路景観の形成に取り組みます。

(1) 都市景観の方針

① 景観計画区域における良好な景観の形成

- 大阪府景観計画に基づき、大阪湾岸景観計画区域、国道26号（第二阪和国道沿道景観計画区域）、歴史的街道景観計画区域（紀州街道）において、建築物や工作物の規制・誘導を促進します。

② 歴史景観の形成

- 地域のシンボルとなっている忠岡神社の巨木群や永福寺のびやくしんの保全に努めます。
- だんじり祭りをはじめとする歴史文化や伝統景観を維持し、地域コミュニティの振興を図ります。

③ 自然景観の保全

- 大津川等の河川、前々池等のため池や農地等の自然景観の保全に努めます。
- 大津川、牛滝川については、水辺の魅力を高めるため、河川改修に伴う良好な水辺景観の創出を促進します。

④ まち並み景観の形成

- 忠岡駅周辺では、景観に配慮した駅前広場やアクセス道路を整備するなど、本町の玄関口にふさわしい景観形成を推進します。
- 忠岡町シビックセンターをはじめ、小学校、中学校、道路、公園などの公共施設は、地域の景観づくりを先導する役割を有していることから、景観に配慮した整備を推進します。

⑤ 道路景観の形成

- 美しい道路景観を創出するため、新規に整備される道路について、街路樹の整備を促進します。なお、通行の妨げとなっている街路樹については撤去し、安全な歩行空間の確保に努めます。

⑥ 屋外広告物の規制・誘導

- 「大阪府屋外広告物条例」に基づき、泉大津市と協力しながら、屋外広告物の規制・誘導を図ります。

都市景観の方針（参考図）

